

大学院再入学規程

(趣旨・目的)

第1条 この規程は、昭和女子大学大学院学則第36条及び専門職大学院学則第35条に規定された再入学の選考及び事務手続きについて定める。

(条件)

第2条 次のすべての条件に該当する場合、審査のうえ再入学を認める場合がある。

- (1) 教員の研究指導体制、在学する大学院生数等を勘案し、当該専攻が受け入れ可能であること。退学時の専攻が存在しない場合、同等の研究分野の専攻において受け入れ可能であること。
- (2) 懲戒による退学を除く、正当な理由で退学した者、若しくは学費未納により除籍となった者であること。ただし、博士後期課程においては、当該課程の修了要件のうち博士論文の審査及び最終試験を除く所定の教育課程を修了して退学した者を含む。
- (3) 再入学時には退学となる事由が解消されていること。
- (4) 退学した翌期を1期目と起算して、最長7期目の学期の始めまでに再入学しなければならない。

(願出)

第3条 再入学希望者は、専攻の事前相談を受けたうえで、再入学する学期の2か月前までに、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 再入学願
- (2) 退学した理由とその経緯、現在、その理由となる事由が解消されていることを記載した書類(学費未納により除籍となった者は、除籍となった時の状況と、現在は学費納入が可能となっていることを記載した書類)
- (3) 研究計画書
- (4) 就学承諾書(再入学願出時に、研究・教育機関、企業等に常勤として在籍し、再入学後も引き続きその身分を有する場合のみ必要)
- (5) その他、当該専攻が必要とする書類

(審査)

第4条 当該専攻は、大学院入試の口述試験に準じて審査を行う。ただし、当該専攻が必要と認めた場合、筆記試験等を課すことができる。

2 前項の審査後、当該研究科教授会で協議し、大学院委員会の審議を経て、学長が決定する。

(再入学後の指導等)

第5条 再入学後の指導教員は選考時に決定し、指導教員の指導のもと改めて研究計画を立てるものとする。

2 再入学後在学できる最長年限は、各課程、履修区分により、大学院学則第4条第1項、

第2項または第3項及び専門職大学院学則第5条の最長年限から退学時における在学年数を控除した期間とし、学期単位とする。

(学納金等)

第6条 再入学時に納入する諸費用は、大学院学則別表(2)による。ただし、入学金は免除する。

2 前項のほか再入学手続き料として、検定料相当額を徴収する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、各研究科教授会で協議し、大学院委員会の審議を経て、学長が決定する。

附 則 この規程は、令和元年7月1日から施行する。それに伴い大学院再入学に関する覚書は廃止する。

附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、令和2年3月31日までに入学した者については、旧規程を適用する。

この規程は、令和3年4月1日に改定する。(除籍に関する変更)

附 則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。(専門職大学院の追加)

附 則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。(再入学願に関する変更)